

改正 昭和 60 年 3 月 14 日訓令第 1 号

平成 16 年 3 月 1 日訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、筑西広域市町村圏事務組合表彰条例(昭和 56 年組合条例第 7 号)による表彰のほか、消防職員等に対する消防長の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種別)

第 2 条 消防長表彰の種別は、次のとおりとし、各号の一に該当する者に対して授与する。

(1) 特別功労賞

消防職員として、任務遂行上抜群の功労があり、一般の模範と認められた者

(2) 優秀賞

消防職員として、平素における勤務成績が極めて優秀であり、他の模範と認められた者

(3) 優良賞

ア 消防職員として、平素における勤務成績が優良と認められた者

イ 職員として、20 年以上勤続し、退職する者で勤務成績優良と認められる者

(4) 精勤賞

職員として、10 年以上勤務し、平素の勤務が優良と認められた者

(5) 善行賞

ア 部外から賞賛を受け、そのため著しく消防の名誉を高揚したとき。

イ 他の模範と認められる救助、又は救護の手段方法により人命を救助又は救護したとき。

ウ 業務上極めて有益な考案をし、その実績が顕著であったとき。

エ 救助隊員、予防及び警防等で功労があった者、並びに各種大会受賞者

オ 各種大会に連続出場して、功労のあった者

(6) 部隊賞

水火災その他の消防活動に従事し、任務遂行上特に著しい功労があった部隊

(7) 感謝状

次に掲げる事項について、功労が認められる消防職員以外の者又は団体

ア 水火災その他の災害による予防、警戒、鎮圧に対する協力

イ 人命の救助又は救護の手段、方法により人命又は救護に協力

ウ 防火思想の普及啓蒙に協力

エ 資機材その他、消防施設の拡充強化に協力

オ 消防施設等が優良にして、他の模範となる事業所等

カ その他、消防行政の運営に対する協力

(表彰状の種別)

第 3 条 消防長の行う表彰状の種別は、次のとおりとする。

(1) 賞詞

(2) 賞状

(3) 表彰状

(4) 感謝状

(副賞)

第 4 条 消防長の行う表彰には、予算の範囲で記念品等を授与することができる。

(職員記章等)

第5条 消防長は、第2条第1号及び第2号に該当する者には、職員記章を授与する。

2 記章の形状は、別表のとおりとする。

3 記章を授与された職員は、制服で勤務するときは着用するものとする。ただし、勤務上支障のあるときは、この限りでない。

記章は、階級章の上部中央に付けるものとする。

(記章の返納等)

第6条 消防長は、記章を授与された職員が、消防職員としてふさわしくない非行のあったときは、着用を停止し、又はこれを返納させることができる。

(表彰の除外)

第7条 消防長は、次の各号の一に該当する者に対しては、表彰を行わないことができる。

(1) 懲戒処分を受けた者

(2) 休職者

(表彰の上申)

第8条 所属長は、この規程に基づく表彰に該当する事案を認めるときは、消防長に上申するものとする。

(委員会の設置)

第9条 表彰に関する事項を審査するため、筑西広域市町村圏事務組合消防表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の構成)

第10条 審査委員会は、消防長を委員長とし、消防次長、総務課長、警防課長及び予防課長並びに指令課長をもって構成する。

(会議)

第11条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じ、上申者を会議に出席させ、実情を聴取することができる。

(表彰の決定)

第12条 消防長は、前条の委員会の決議により、被表彰者及び表彰の種別を決定するものとする。

(庶務)

第13条 審査委員会の庶務は、総務課が行う。

(会議記録)

第14条 会議の記録を作成しなければならない。

(表彰の期日)

第15条 表彰は、別に定める時期に行う。

(表彰台帳)

第16条 表彰台帳を備え付け、表彰のあった都度所要事項を記載し、永久保存とする。

(被表彰者の死亡)

第17条 被表彰者が、表彰を受ける前に死亡したときは、表彰状及び副賞は、これを遺族に贈る。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(筑西広域市町村圏事務組合消防表彰規程の廃止)

2 筑西広域市町村圏事務組合消防表彰規程(昭和48年組合訓令第1号)は、これを廃止する。

附 則(昭和60年3月14日訓令第1号)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、昭和 60 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 この規程施行前の筑西広域市町村圏事務組合消防表彰規程（昭和 56 年訓令第 11 号）により、現に職員記章受賞者については、昭和 61 年 1 月 1 日以降は着用しないものとする。
- 3 筑西広域市町村圏事務組合消防表彰規程（昭和 56 年訓令第 11 号）は廃止する。

附 則（平成 16 年 3 月 1 日訓令第 2 号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第 5 条関係）

特別功労章、優秀職員章の形状及び制式

1 形状

特別功労章 優秀職員章

2 制式

区分		特別功労章	優秀職員章
地金		銀	銀のつやけし
大きさ	縦	20 ミリメートル	18 ミリメートル
	横	20 ミリメートル	18 ミリメートル
表面		菊花銀台金消防章中央赤玉	菊花地金銀つやけし金消防章
		地 銀色	地 銀色
裏面		地金色ネジ付	地金色ネジ付